

# 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の全体像

## 平成29年度 総合事業の全体像

### ■背景

- ・高齢者人口の増大 → 平成37年:団塊の世代が後期高齢者
- ・単身高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増大
- ・認知症高齢者の増大

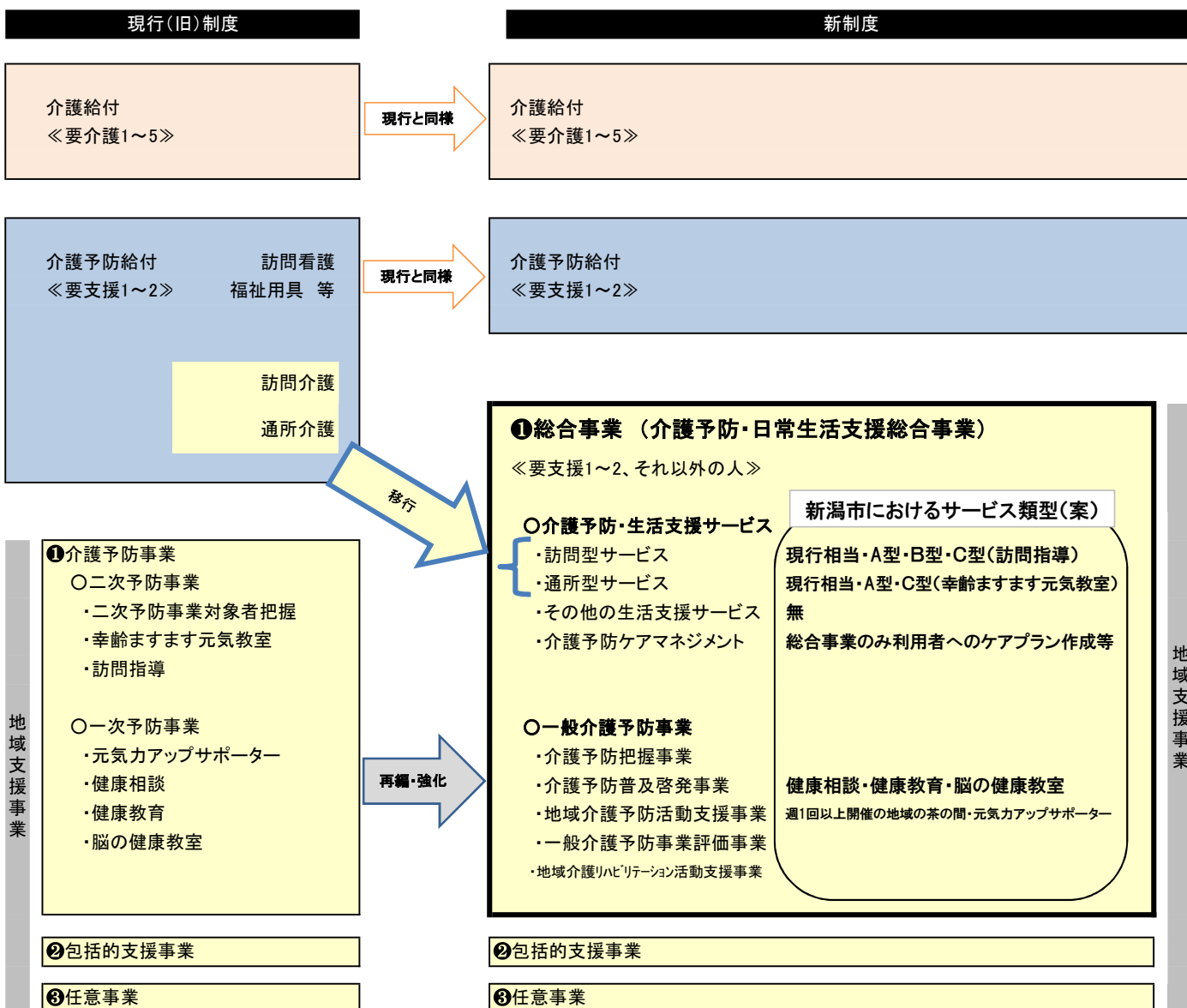
医療・介護ニーズ増大  
ちょっとした支援が必要な方の増大  
人口減社会において、これまでと同様の担い手では不足

### ■総合事業実施の目的

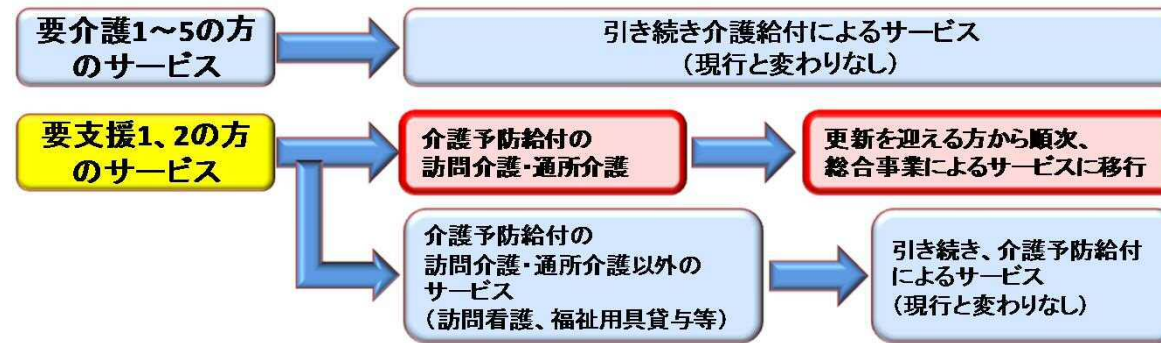
- 介護の担い手不足
- ・専門職はより中重度の方のケアへ
- ・比較的軽度の方への支援は、新たな人材のすそ野を広げていくことで対応
- ・ちょっとした支援が必要な方は住民同士の助け合い・支え合い活動が重要

総合事業の実施により  
多様な主体による多様なサービス提供を可能とする

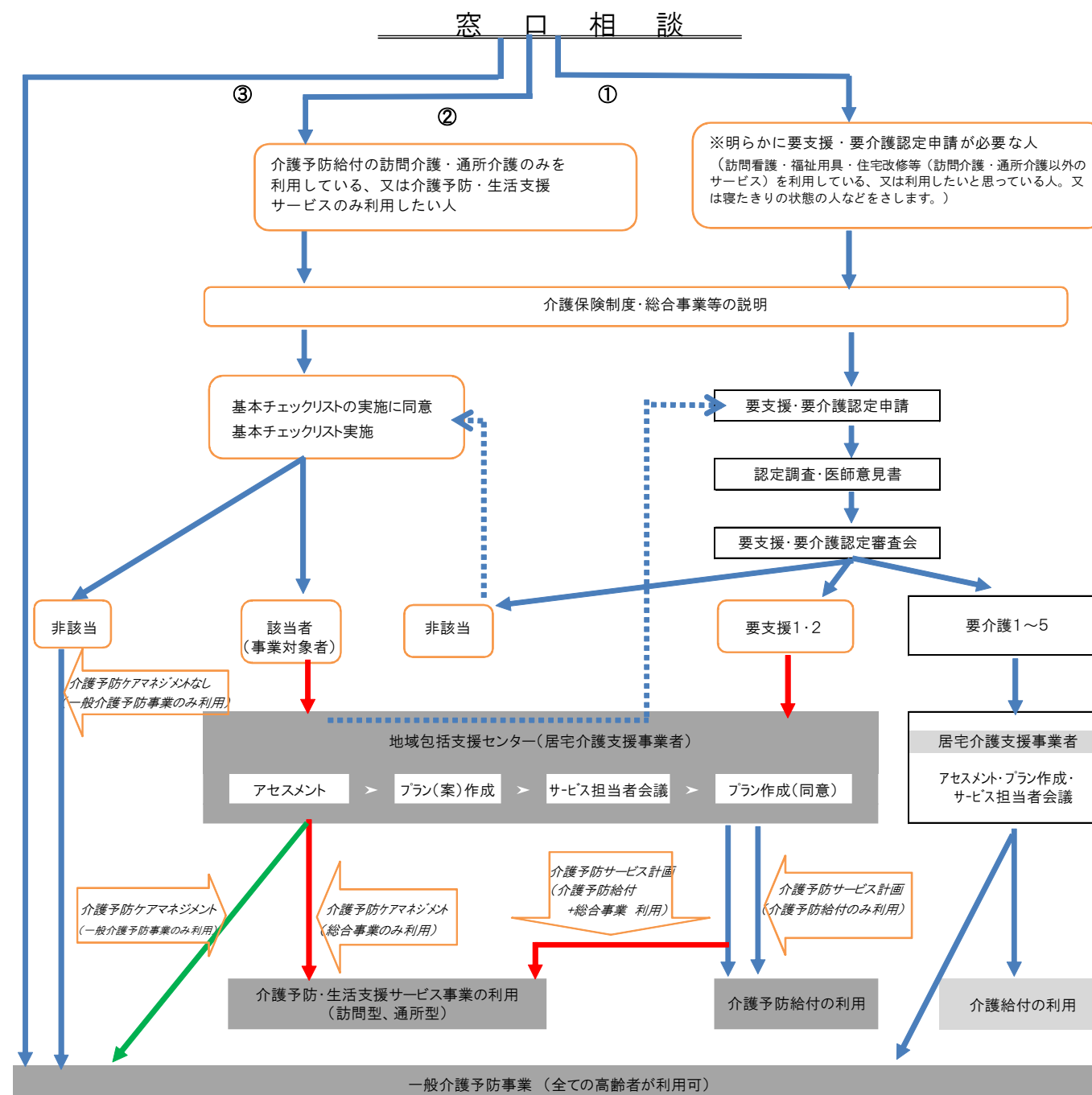
### ■介護保険制度の新旧対照・総合事業の実施内容



給付、地域支援事業は介護保険制度の枠内で実施されるものです。



## 相談からサービス利用までの流れ



# 総合事業のサービス類型(案) イメージ図 ~移行当初から当面の間~

利用者

(要支援1,2、基本チェックリスト該当者)

サービス

事業者

## 現行相当サービス

H29

利用者	サービス	事業者																			
現在の利用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>サービス内容</th> <th>サービス提供者</th> <th>人員基準</th> <th>実施方法</th> <th>報酬単価</th> <th>事業所数(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問</td> <td>現行の予防給付と同様(身体介護+生活援助)</td> <td>訪問介護員(有資格者)</td> <td>現行の予防給付と同様 ①管理者 常勤・専従1以上 ②訪問介護員 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</td> <td rowspan="2">指定</td> <td rowspan="2">月額単価→1回あたりの単価へ変更 ※上限は現行の予防給付の包括単価</td> <td>約160</td> </tr> <tr> <td>通所</td> <td>現行の予防給付と同様</td> <td>有資格者ほか</td> <td>現行の予防給付と同様 ①管理者 常勤・専従1以上 ②生活相談員 専従1以上 ③看護職員 専従1以上 ④介護職員 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員 1以上</td> <td>約270</td> </tr> </tbody> </table>	類型	サービス内容	サービス提供者	人員基準	実施方法	報酬単価	事業所数(見込み)	訪問	現行の予防給付と同様(身体介護+生活援助)	訪問介護員(有資格者)	現行の予防給付と同様 ①管理者 常勤・専従1以上 ②訪問介護員 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上	指定	月額単価→1回あたりの単価へ変更 ※上限は現行の予防給付の包括単価	約160	通所	現行の予防給付と同様	有資格者ほか	現行の予防給付と同様 ①管理者 常勤・専従1以上 ②生活相談員 専従1以上 ③看護職員 専従1以上 ④介護職員 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員 1以上	約270	<p>現在の利用者確保 将来の介護給付の利用者確保</p> <p>現行サービス事業者</p>
	類型	サービス内容	サービス提供者	人員基準	実施方法	報酬単価	事業所数(見込み)														
訪問	現行の予防給付と同様(身体介護+生活援助)	訪問介護員(有資格者)	現行の予防給付と同様 ①管理者 常勤・専従1以上 ②訪問介護員 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上	指定	月額単価→1回あたりの単価へ変更 ※上限は現行の予防給付の包括単価	約160															
通所	現行の予防給付と同様	有資格者ほか	現行の予防給付と同様 ①管理者 常勤・専従1以上 ②生活相談員 専従1以上 ③看護職員 専従1以上 ④介護職員 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員 1以上			約270															
新規利用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>サービス内容</th> <th>サービス提供者</th> <th>人員基準</th> <th>実施方法</th> <th>報酬単価</th> <th>事業所数(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問</td> <td>「生活援助」の範囲(身体介護を伴わない)</td> <td>主に雇用労働者</td> <td>①管理者 専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件】 旧ヘルパー3級以上 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上</td> <td rowspan="2">指定</td> <td rowspan="2">現行の予防給付の約8割(人員配置基準の緩和により減額)</td> <td>— (不明)</td> </tr> <tr> <td>通所</td> <td>計画的介護予防(運動、レク、健康チェック、送迎、相談援助等)</td> <td>主に雇用労働者</td> <td>①管理者 専従1以上 ②従事者 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.1人以上 【資格要件】(従事者のうち1人以上) サービス提供内容に応じて必要な資格を有する者 介護事業所での勤務経験年数が3年以上の者 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は不要</td> <td>— (不明)</td> </tr> </tbody> </table>	類型	サービス内容	サービス提供者	人員基準	実施方法	報酬単価	事業所数(見込み)	訪問	「生活援助」の範囲(身体介護を伴わない)	主に雇用労働者	①管理者 専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件】 旧ヘルパー3級以上 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上	指定	現行の予防給付の約8割(人員配置基準の緩和により減額)	— (不明)	通所	計画的介護予防(運動、レク、健康チェック、送迎、相談援助等)	主に雇用労働者	①管理者 専従1以上 ②従事者 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.1人以上 【資格要件】(従事者のうち1人以上) サービス提供内容に応じて必要な資格を有する者 介護事業所での勤務経験年数が3年以上の者 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は不要	— (不明)	<p>介護給付と同時指定申請 サービスAと同時指定申請</p> <p>将来の利用者確保</p> <p>新たな分野として参入</p> <p>新規参入事業者 株式会社 NPO法人等</p>
	類型	サービス内容	サービス提供者	人員基準	実施方法	報酬単価	事業所数(見込み)														
訪問	「生活援助」の範囲(身体介護を伴わない)	主に雇用労働者	①管理者 専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件】 旧ヘルパー3級以上 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上	指定	現行の予防給付の約8割(人員配置基準の緩和により減額)	— (不明)															
通所	計画的介護予防(運動、レク、健康チェック、送迎、相談援助等)	主に雇用労働者	①管理者 専従1以上 ②従事者 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき専従0.1人以上 【資格要件】(従事者のうち1人以上) サービス提供内容に応じて必要な資格を有する者 介護事業所での勤務経験年数が3年以上の者 市が実施又は指定する研修修了者 のいずれか ※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は不要			— (不明)															
総合事業対象外利用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>サービス内容</th> <th>サービス提供者</th> <th>運営基準等</th> <th>実施方法</th> <th>補助対象</th> <th>団体数(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問型サービスB</td> <td>日常のちょっとした困りごとに対する生活支援</td> <td rowspan="2">ボランティア主体</td> <td rowspan="2">                     ・事故発生時の対応(→保険加入必須)                      ・従事者による秘密保持                      ・従事者の清潔保持と健康状態の管理                      ・廃止・休止の届出と便宜の提供                      ・活動拠点において、概ね週1回以上定期的かつ継続的に活動を行っている                      ・1回あたり概ね10名の市民である高齢者の参加がある又は見込まれる                      ・対象者を年齢で限定せず、だれでも参加できる                 </td> <td rowspan="2">補助</td> <td rowspan="2">                     ○立ち上げ経費の一部                      ・備品購入費                      ・印刷製本費 等                      ○運営経費の一部                      ・ボランティア保険料                      ・通信料 等                 </td> <td>3 + α</td> </tr> <tr> <td>一般介護予防通いの場</td> <td>週1回以上開催の地域の茶の間</td> <td>30 + α</td> </tr> </tbody> </table>	類型	サービス内容	サービス提供者	運営基準等	実施方法	補助対象	団体数(見込み)	訪問型サービスB	日常のちょっとした困りごとに対する生活支援	ボランティア主体	・事故発生時の対応(→保険加入必須) ・従事者による秘密保持 ・従事者の清潔保持と健康状態の管理 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・活動拠点において、概ね週1回以上定期的かつ継続的に活動を行っている ・1回あたり概ね10名の市民である高齢者の参加がある又は見込まれる ・対象者を年齢で限定せず、だれでも参加できる	補助	○立ち上げ経費の一部 ・備品購入費 ・印刷製本費 等 ○運営経費の一部 ・ボランティア保険料 ・通信料 等	3 + α	一般介護予防通いの場	週1回以上開催の地域の茶の間	30 + α	<p>住民主体の支援と同時指定申請</p> <p>支え合いの仕組みづくり</p> <p>新規参入団体 自治会・コミ協 ボランティア団体 NPO法人等</p>		
類型	サービス内容	サービス提供者	運営基準等	実施方法	補助対象	団体数(見込み)															
訪問型サービスB	日常のちょっとした困りごとに対する生活支援	ボランティア主体	・事故発生時の対応(→保険加入必須) ・従事者による秘密保持 ・従事者の清潔保持と健康状態の管理 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・活動拠点において、概ね週1回以上定期的かつ継続的に活動を行っている ・1回あたり概ね10名の市民である高齢者の参加がある又は見込まれる ・対象者を年齢で限定せず、だれでも参加できる	補助	○立ち上げ経費の一部 ・備品購入費 ・印刷製本費 等 ○運営経費の一部 ・ボランティア保険料 ・通信料 等	3 + α															
一般介護予防通いの場	週1回以上開催の地域の茶の間					30 + α															

身体介護を伴う  
現行相当を希望  
サービスAがない

身体介護を伴う  
サービスAがない

サービスAを希望

住民主体の支援を希望  
ケアマネジメント

ケアマネジメント

## 基準緩和サービス(サービスA)

## 住民主体の支援(サービスB、一般介護予防事業)

支援(バックアップ)

支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員